

平成19年2月16日
厚生労働省
農林水産省

米国産牛肉の混載事例について

1 2月5日、倉庫業者から動物検疫所川崎分室に対して、横浜港に到着した貨物の中に、米国農務省発行の衛生証明書に記載されていない牛肉(ばら肉2箱)が含まれていた旨、報告があった。

(注) 貨物の概要

出荷施設：タイソン社 レキシントン工場(ネブラスカ州)

品目：冷凍牛肉

数重量：473箱、約9トン

2 動物検疫所川崎分室において、一旦、当該貨物の輸入手続を保留し、輸入者に対して確認するよう指示した結果、当該牛肉は20か月齢以下と証明できる牛由来ではない可能性があるとの報告があった。このため、同時に到着した他の貨物について、14日までに全箱を開梱し現物検査を行ったところ、特定危険部位の混入等の問題は発見されなかった。

3 厚生労働省及び農林水産省は、当該事例について、米国側に調査を要請したところ、本日、誤って日本向け貨物とともに出荷されたものであり、詳細については、現在、調査中であるとの報告があった。

4 このため、米国側による詳細な調査結果の報告を受けるまで、当面、当該出荷施設からの輸入手続を保留することとした。